明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一二〇）　二

〔告　示〕

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について（**内閣**一）　二

○天皇皇后両陛下は長野県へ行幸啓になる件（**宮内庁**二）

○半島振興対策実施地域における産業の振興に資する計画の基準を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める件（**総務・農林水産・国土交通**一）　三

○離島振興対策実施地域及び奄美群島における産業の振興に資する計画の基準を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める件（**同**二）

○カメルーン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一一九）

○テグシガルパ市内給水施設小水力発電導入計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一二〇）

○デモクラシア橋補修計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一二一）

○パキスタン・イスラム共和国における「選挙支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**一二二）

○ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一二三）

○ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一二四）

○カンボジア工科大学施設機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一二五）

○シハヌーク州病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一二六）

○マイクログリッドシステム導入計画のための贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一二七）

○ジブチ市消防救急機材改善計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一二八）　三

○重要文化財を管理すべき団体を定める件（**文化庁**一六、一七）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一〇〇〇～一〇一九）　八

○輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件の一部を改正する件（**経済産業**一〇〇）　八

○輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件の一部を改正する件（**同**一〇一）　八

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件の一部を改正する件（**同**一〇二）　八

○輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件の一部を改正する件（**同**一〇三）　八

○外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（**同**一〇四）　八

○外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件の一部を改正する件（**同**一〇五）　八

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**四一三）　八

○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**同**四一四、四一五）　八

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**同**四一六）　八

○民間都市開発推進機構の名称を変更する件（**同**四一七）　八

○道路に関する件（**北海道開発局**五六）　九

〔国会事項〕　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

官庁事項　二

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　二

〔公　告〕

諸事項　二

官庁

司法書士懲戒処分、社会保険労務士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　三

特殊法人等

会計検査院共済組合定款の一部変更、企業年金基金変更関係　三〇

会社その他　三一

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。